

## 第4章 国民保護に関する啓発

武力攻撃災害による被害を最小限化するためには、市民が国民保護に関する正しい知識を身につけ、武力攻撃事態等において適切に行動する必要があることから、国民保護に関する啓発や武力攻撃事態等において市民がとるべき行動等に関する啓発のあり方について必要な事項を、以下のとおり定める。

### 1 保護措置に関する啓発

#### (1) 啓発の方法

市は、国及び県と連携しつつ、市民に対し、広報紙、パンフレット、テレビ、インターネット等の様々な媒体を活用して、保護措置の重要性について継続的に啓発を行うとともに、市民向けの研修会、講演会等を実施する。また、障害者、外国人等に対しては、点字や外国語を使用した広報媒体を使用するなど実態に応じた方法により啓発を行うなど、国民保護に関する市民への浸透を図る。

#### (2) 防災に関する啓発との連携

市は、啓発の実施に当たっては、防災に関する啓発とも連携し、消防団及び自主防災組織等の協力も得ながら市民への啓発を行う。

#### (3) 学校における啓発

市教育委員会は、県教育委員会の協力を得ながら、市立学校において、児童生徒等の安全の確保及び災害対応能力育成等これまでの防災教育の取組の成果等を踏まえ、啓発を行う。

### 2 武力攻撃事態等において市民がとるべき行動等に関する啓発

(1) 市は、武力攻撃災害の兆候を発見した場合の市長等に対する通報義務、不審物等が発見した場合の管理者に対する通報等について、啓発資料等を活用して市民への周知を図る。

(2) 市は、弾道ミサイル飛来時における全国瞬時警報システム（Jアラート）による情報伝達及びとるべき避難行動や、地域においてテロが発生した場合などに市民がとるべき対処についても、国が作成する各種資料を防災に関する行動マニュアルなどと併せて活用し、市民に対し平素から周知に努める。

(3) 平日昼間に事態が発生した場合は、各事業所単位で適切な行動をとる必要があることから、市は、県と連携して、各事業所等に対する啓発に努める。

(4) 市は、日本赤十字社、県、消防機関などとともに、傷病者の応急手当について、市民への普及に努める。